

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】

被告人 X は、「知人から入手した旧 1 万円札が偽札であることを知りながら、平成 31 年 1 月 2 日、X 方において「お年玉」と称して自己の甥である中学生 Z に手交し、もって偽造通貨を行使したものである」との偽造通貨行使の事実で起訴されている。

第一回公判期日において X は、Z に旧 1 万円札を手渡したことはあるが、それが偽札であるとは知らなかったと述べ、弁護人もこれに加えて、X が Z に旧 1 万円札を渡したのは、古切手や古銭の収集をしている Z にコレクションとして贈与する趣旨であって、行使には当たらないとして、起訴事実を争う姿勢を示した。そこで、事件は争点等の整理のため、期日間整理手続に付された。

検察官は、整理手続において、本件事実を証明する証拠として、Z が任意提出した旧 1 万円紙幣 1 枚、当該紙幣が古銭商の間で出回っていた偽造紙幣であることを認めた古銭商 Y の検察官に対する供述録取書、X が取調べに際して警察官に提出した上申書（上記起訴事実を認める内容）を証拠請求した。弁護人は、検察官請求の書証全部を不同意とし、上申書については任意性を争うとして、「警察官による威嚇的または不起訴の可能性を示唆した利益誘導的な取調べがあったこと」を公判期日における予定主張として明示した。弁護人は、これら主張に関連する証拠として、刑訴法 316 条の 20 第 1 項に基づき、検察官に対し、「X に係る警察官の取調べメモ（手控え）」、「取調べ小票」、「調書案」、「備忘録」の開示を請求した。

これに対し、検察官は、弁護人が開示請求した証拠は、いずれも検察官の手元には存在せず、また、捜査官が作成したメモ等は、一般に証拠開示の対象となる証拠には該当しないと回答したうえで、弁護人が上記上申書の任意性を争うのであれば、取調べ警察官から事情を聞くのが適切であるとして、X の取調べにあたった A 警部補の証人尋問を請求した。弁護人は、捜査官の証人尋問は、捜査側に不都合なことは言わないので一般的であるから、無意味であると主張し、この証人尋問には異議を唱えた。

弁護人は、上記のやり取りのあと、刑訴法 316 条の 26 第 1 項に基づき、開示請求した上記証拠の開示命令を請求した。

【設問】

裁判所は、上記の弁護人の求めた証拠開示命令の請求に対して、いかなる判断を示すべきか、検討しなさい。

〔第2問〕 次の①～③の用語の意味について、関連する刑事訴訟法の条文に言及しつつ、150 字程度で簡潔に説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 鑑定留置
- ② 起訴状一本主義
- ③ 公判廷における伝聞供述